

江南市農業委員会議事録

別紙の件付議のため、平成28年5月18日午後1時30分より市民文化会館2階特別会議室にて江南市農業委員会を会長招集する。

出席委員

- | | |
|---------|----------|
| 1 古田みちよ | 2 杉本俊人 |
| 3 齊木勝次 | 4 丹羽昭彦 |
| 5 藤岡和俊 | 6 野呂浩伸 |
| 7 大脇敏彦 | 8 中西孝明 |
| 9 宮地友治 | 10 伊藤十代司 |
| 11 小沢捨雄 | 12 堀場厚男 |
| 13 鶴見道秋 | 14 稲山久男 |
| 15 永井弘海 | 16 鈴木 孝 |
| 17 掛布吉根 | 18 沢田正隆 |
| 19 岩井孝之 | 20 福田松久 |

開 会 午後1時30分

会長（古田みちよ）議長席に着き、出席者20名を確認し会議の成立を告げる本日の議事録署名者に7番大脇委員、16番鈴木委員を指名し議事に入る。

議長（会長） あいさつ。

それでは、只今より、農業委員会総会を開催します。

本日の出席委員は20名です。これにより在任委員の過半数の出席を満たしております。従いまして本会議は成立いたします。

日程第1、本日の議事録署名者は、7番大脇委員、16番鈴木委員にお願いします。

続きまして、日程第2、議案第19号「農地法第3条の規定による許可申請書許可決定について」を議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局

2ページをお願いします。農地法第3条の規定による許可申請書受付番号8番1件の申請で、所有権移転に関する案件でございます。

申請事由としまして、譲り渡し人は居住地が遠方で耕作困難なため、譲り受け人が農地を譲り受け、一層農業に精進するものです。

現在の耕作面積は2,156㎡で、現在使用貸借をしている農地の内である833㎡の農地を譲り受け、耕作するものです。

今回申請の譲り受け人は、「新規就農者の農地取得についての許可基準」に該当いたしますので、地元農業委員の方々に事前面談を行っていただいた案件でございます。

別紙の農地法第3条の許可判断基準にありますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件すべてを満たすと考えます。

以上で説明を終わります。

議長

事務局の説明が終わりましたが、受付番号8番の案件につきましては、今回農地を譲り受けるという案件です。

事務取扱規程に従いまして、地域農業委員であります、永井委員、岩井委員に出席いただき事前に事情徴収を実施していただきました。

各委員からその状況を発表していただきます。

岩井委員

5月6日に永井委員と事務局で事情聴取を行いましたが、JAの農業塾を卒業後、江南厚生病院の朝市やイオンに出荷されているそうです。今後も4反までは営農を拡大したい意向があり、真面目に取り組んでいることから営農に問題はないと考えます。

議 長

それでは、今回の案件について何かご意見・ご質問はありませんか。

(ありませんの声)

議 長

ご意見・ご質問もないようですので、承認決定してよろしいか。

(異議なしの声)

議 長

それでは、議案第19号「農地法第3条の規定による許可申請書許可決定について」を承認決定といたします。

続きまして、日程第3、議案第20号「農地法第4条の規定による許可申請書意見決定について」を議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局

4ページをお願いします。農地法第4条の規定による許可申請書受付番号11番、12番の2件の申請です。

受付番号11番は進入路として利用するもの、12番は太陽光発電設備の設置申請でございます。

農地の区分につきましては、別表農地転用許可判断基準にありますように、受付番号11番でございますが、申請地は街区に占める宅地の割合が40%以上であるので第3種農地と判断されます。

残りの12番の申請につきましては、第2種農地と判断されます。

また、受付番号に※がございます12番は、昨年11月の農業委員会で農業振興地域整備計画変更に伴う意見決定がなされた案件でございます。

第2種農地の許可判断基準の理由としまして、受付番号12番につきましては、申請者は、太陽光発電にて電力を供給することによる土地の有効活用と、手間不足により所有農地の管理が困難になってきたため、太陽光発電設備の設置を計画しました。

土地の選定にあたりましては、申請者は、自己所有地及びその他条件に叶った土地を検討した結果、本申請地に設備の設置を計画しました。

申請地は、自宅に近いことから管理がし易く、想定した施設規模に見合った地積が確保できます。申請者の希望である遊休農地の有効活用と環境に配慮した再生可能エネルギー導入が叶う最適地であります。他に代替する土地はなく、この土地しか在りません。

以上でございます。立地基準及び一般基準としまして、別紙農地転用許

可判断基準のとおりでございます。

許可できると判断されます。以上でございます。

議 長

事務局の説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問はありませんか。

(意見なし)

議 長

ご意見・ご質問もないようですので、承認決定してよろしいか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

それでは、議案第20号「農地法第4条の規定による許可申請書意見決定について」を承認決定といたします。

続きまして、日程第4、議案第21号「農地法第5条の規定による許可申請書意見決定について」を議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局

6ページをお願いします。農地法第5条の規定による許可申請書受付番号54番から8ページ64番までの11件の申請です。

受付番号54番から7ページ58番までは分家住宅の建築、59番・60番は専用住宅の建築、8ページ61番は店舗の建築、62番は、既存住宅の増築等のためのやむを得ない敷地拡大、63番は進入路として利用するもの、64番は駐車場の設置申請でございます。

農地の区分につきましては、別表農地転用許可判断基準にありますように、7ページ受付番号60番は、布袋駅から300m以内であるので第3種農地と判断されます。

その他の申請につきましても、街区に占める宅地の割合が40%を超えておりますので、同じく第3種農地と判断されます。以上でございます。立地基準及び一般基準としまして、別紙農地転用許可判断基準のとおりでございます。

許可できると判断されます。以上でございます。

議 長

事務局の説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問はありませんか。

永井委員

受付番号61番について、花屋兼フルーツ店を建築するとのことですが、申請地は大通りに面しておらず、実現可能性があるのか疑問です。

事務局

土地選定理由としては、申請地の北側が申請者の自宅であるため、職場として最適であることが挙げられます。また、実現可能性につきましては、行政書士を通じて建築後の完了報告を必ず提出させるように指示しております。

議 長

その他、何かご意見・ご質問はありませんか。

議 長

ご意見・ご質問もないようですので、承認決定してよろしいか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

それでは、議案第21号「農地法第5条の規定による許可申請書意見決定について」を承認決定といたします。

続きまして、日程第5、議案第22号「江南市農業振興地域整備計画変更に伴う意見決定について」を議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局

説明を始める前に申出一覧表の訂正が在りましたので、この場を借りましてご連絡させていただきます。

まず、訂正した資料を入れた議案第22号の書類一式を席に配布させていただきますので、差し替えをよろしくお願いいたします。

次に訂正箇所ですが、4箇所ございます。

No.1 整理番号3番の所在地を「後飛保町藤町■■■■」から「前飛保町藤町■■■■」に訂正しました。No.1 整理番号6番の申請者の住所「■■■■」を削除しました。No.2 整理番号11番の変更の目的を「大型トラック搬入出場及び積載物搬入出場」から「大型トラック搬入出場」に訂正しました。併せて申出事由も同様に訂正しました。No.3 整理番号14番、15番の申出につきましては、5月16日(月)に申請者から取下げの意向がございましたので、申出一覧表から削除しました。併せて位置図も同様に削除し

ました。以上4箇所の訂正でございました。

それでは、説明させていただきます。9ページをお願いします。農用地区域内の農地転用希望申出一覧表No.1 整理番号1番からNo.3の15番までの申出です。

整理番号1番は自己用住宅の建築、整理番号2番から次ページNo.2の整理番号10番までは分家住宅の建築、整理番号11番は大型トラック搬入出場の設置、次ページNo.3の整理番号12番から15番までは太陽光発電設備の設置でございます。

No.1に戻りまして、整理番号1、申出者は勝佐町の■■■■さま。変更する土地は後飛保町の畑443㎡、変更の目的は自己用住宅の建築です。

申出事由は、現在妻と母の3人で住所地の賃貸住宅に居住していますが、高齢である自分達の将来を考えると、賃貸住宅では介護の面で不便であるため、娘の居住地が近く、生活環境の整っている申出地を新たに取得して、自己用住宅の建築を計画しました。

整理番号2、申出者は春日井市の■■■■さま。変更する土地は上奈良町の畑554㎡の内278㎡、変更の目的は分家住宅の建築です。

申出事由は、現在妻と2人で住所地の賃貸住宅に居住していますが、将来子供が生まれると、今の住居では狭隘となるため、本家に近く、本家の所有する申出地を父より借り受けて、分家住宅の建築を計画しました。

整理番号3、申出者は藤ヶ丘の■■■■さま。変更する土地は前飛保町の畑359㎡、変更の目的は分家住宅の建築です。

申出事由は、現在妻と子供2人の4人で住所地の賃貸住宅に居住していますが、子供の成長に伴い、現在の住居では狭隘なため、本家に近い申出地を新たに取得して、分家住宅の建築を計画しました。

整理番号4、申出者は宮後町の■■■■さま。変更する土地は前飛保町の畑359㎡、変更の目的は分家住宅の建築です。

申出事由は、現在子供2人との4人で住所地の賃貸住宅に居住していますが、子供の誕生に伴い、現在の住居では狭隘な為、本家に比較的近い申出地を新たに取得して、分家住宅の建築を計画しました。

整理番号5、申出者は丹羽郡大口町の■■■■さま。変更する土地は和田町の畑400㎡の内316㎡、変更の目的は分家住宅の建築です。

申出事由は、現在妻と子供2人の4人で住所地の賃貸住宅に居住していますが、子供の成長に伴い、現在の住居では狭隘な為、本家に近く、本家の所有する申出地を父より借り受けて、分家住宅の建築を計画しました。

整理番号6、申出者は宮後町の■■■■さま。変更する土地は北山町の畑330㎡、変更の目的は分家住宅の建築です。

申出事由は、現在夫とその母の3人で住所地に居住していますが、新たに子供家族が同居予定であり、現在の住居では狭隘となる為、本家の所有

する申出地を母より譲り受けて、分家住宅の建築を計画しました。

整理番号 7、申出者は岐阜県高山市の■■■■さま。変更する土地は松竹町の畑 2 6 7 m²、変更の目的は分家住宅の建築です。

申出事由は、現在妻と子供 2 人の 4 人で住所地の賃貸住宅に居住していますが、子供の成長に伴い、現在の住居では狭隘な為、本家に近く、本家の所有する申出地を父より借り受けて、分家住宅の建築を計画しました。

整理番号 8、申出者は木賀町の■■■■さま。変更する土地は江森町の畑 2 4 8 m²、変更の目的は分家住宅の建築です。

申出事由は、現在夫婦 2 人で住所地の賃貸住宅に居住していますが、家財道具が増え、現在の住居では手狭となり、本家に近い申出地を新たに取得して、分家住宅の建築を計画しました。

整理番号 9、申出者は高屋町の■■■■さま。変更する土地は高屋町の畑 4 0 1 m²の内 2 4 0 m²、変更の目的は分家住宅の建築です。

申出事由は、現在夫と 2 人で住所地の賃貸住宅に居住していますが、将来子供が生まれると、現在の住居では狭隘なため、本家に近い申出地を新たに取得して、分家住宅の建築を計画しました。

整理番号 1 0、申出者は高屋町の■■■■さま。変更する土地は高屋町の畑 4 0 1 m²の内 1 6 1 m²、変更の目的は分家住宅の建築です。

申出事由は、現在母・弟・子供の 4 人で住所地の賃貸住宅に居住していますが、子供の成長につれ、現在の住居では狭隘となるため、本家に近い申出地を新たに取得して、分家住宅の建築を計画しました。

整理番号 1 1、申出者は後飛保町の株式会社■■■■ 代表取締役 ■■■■さま。変更する土地は後飛保町の畑 5 0 5 m²、3 1 3 m²、4 1 6 m²、2 4 3 m²の 4 筆合わせて 1, 4 7 7 m²、変更の目的は大型トラック搬入出場の設置です。

申出事由は、現在住所地に本社を置き、自動車内装品ラミネート加工業を営んでおります。海外事業所から資材を調達し加工をするには大型運搬車両の搬入スペースが必要となり、本社に近い申出地を新たに取得して、大型トラック搬入出場の設置を計画しました。

整理番号 1 2・1 3、申出者は勝佐町の株式会社■■■■ 代表取締役 ■■■■さま。変更する土地は 1 2 番が和田町の田 4 7 1 m²、1 3 番が勝佐町の畑 4 7 4 m²、変更の目的は太陽光発電設備の設置です。

申出事由は、現在住所地に本社を置き、不動産管理業を主として、太陽光発電も営んでおります。電力供給による社会貢献、環境配慮及び土地の有効活用を図るため、会社役員の所有する申出地を借り受け、太陽光発電設備の設置を計画しました。

整理番号 1 4・1 5、申出者は中般若町の■■■■さま。変更する土地は 1 4 番が中般若町の畑 2 7 4 m²、1 5 番が中般若町の畑 6 6 7 m²の内 4 8

6㎡変更の目的は太陽光発電設備の設置です。

申出事由は、太陽光発電にて電力供給することによる社会貢献や、兼業により所有農地の管理不足であることから、自宅からも近く管理のし易い申出地に太陽光発電設備の設置を計画しました。

整理番号、下の記号◎印は農振除外江南市基準該当であります。これらの土地の場合は、地元農業委員さんを含む農業委員さん2名以上の同意を得た、「承諾書」を添付することになっております。

農用地区域除外の要件に該当していますので、事務局としまして承認できると判断されます。

ページをめくっていただきまして、農用地区域編入希望申出一覧表No.1整理番号1番から3番までの3件の申出です。

この案件は、過去に農用地区域から除外された農地に対して、再度、農用地区域への編入の申出があったものです。

整理番号1、申出者は鹿子島町の■■■■さま。変更する土地は鹿子島町の畑166㎡、変更目的は農用地区域への編入です。

申出事由は、平成27年10月に今回の申出地に対し太陽光発電設備の設置を目的とした農用地利用計画変更申出書を提出し、平成28年4月に農用地区域から除外したが、事業計画の見直しにより、申出地を農用地区域に編入する申出を行うものです。

整理番号2、申出者は東野町の■■■■さま。変更する土地は東野町の畑191㎡、変更目的は農用地区域への編入です。

申出事由は、平成21年4月に今回の申出地に対し分家住宅の建築を目的とした農用地利用計画変更申出書を提出し、平成21年10月に農用地区域から除外したが、資金計画に支障が生じた為、申出地を農用地区域に編入する申出を行うものです。

整理番号3、申出者は飛高町の■■■■さま。変更する土地は前飛保町の畑380㎡、変更目的は農用地区域への編入です。

申出事由は、平成26年7月に今回の申出地に対し分家住宅の建築を目的とした農用地利用計画変更申出書を提出し、平成27年1月に農用地区域から除外したが、住宅資金の借入れが困難となったため、申出地を農用地区域に編入する申出を行うものです。

説明は以上でございます。

議 長

事務局の説明が終わりましたが、受付番号1番、8番、12番、14番、15番の案件につきましては、江南市基準に該当する案件で事前に地区担当の農業委員には全員同意を得ております。各委員から状況を発表していただきます。

受付番号1番の案件につきましては、堀場委員、小沢委員にお願いします。

堀場委員

現地を確認してまいりましたが、雑草が多少生えている程度で、概ねきれいに管理されていました。周辺に住宅が建っており、承諾できると判断しました。

小沢委員

申請地の南側は新興住宅地になっておりますし、郵便局も30m圏内にあります。時代の流れからもやむを得ない場所であると判断しました。

議 長

続きまして、受付番号8番の案件につきましては、中西委員、掛布委員にお願いします。

掛布委員

現地を確認してまいりましたが、周辺に住宅が建っており、住宅の建築についてはやむを得ない場所であると判断しました。

中西委員

同意見です。

議 長

続きまして、受付番号12、14、15番の案件につきましては、野呂委員、大脇委員にお願いします。

大脇委員

12番の案件については、過去に申請して取下げされた案件であるため、既に隣地の同意を得ておりましたので、承諾できると判断されます。

野呂委員

14、15番の案件については、太陽光発電設備ということで高い建物を建てる訳ではないため、隣地の同意を得ておりましたので、承諾できると判断されます。

議 長

それでは、この件を含みまして今回の案件について何かご意見・ご質問

はありませんか。

齊木委員

整理番号1の申出者は都市計画法上の要件があるのですか。

事務局

整理番号1の申出者は、現住所に居住する以前は、線引き前から調整区域に住宅を所有されていましたが、以前の住宅は広く、高齢も伴って管理が難しくなったことから現住所地に引っ越したそうです。調整区域に引き続き居住していることから要件があると建築課で判断されています。

杉本委員

取下げになった案件の理由は何ですか。

事務局

提出書類に不足があり整わなかったため、取下げになりました。

伊藤委員

整理番号2、9の申出事由について、将来子供が生まれると現在の住居では狭隘とありますが、そのような要件があるのですか。

事務局

要件という訳ではありませんが、現在の住居では適当でない事由の一つとして認めております。

齊木委員

農振除外後に事業を行っていない場合、編入申出を行わないと指導されるのですか。

事務局

特別な理由がなく事業が行われていない場合は、事業の進捗状況について個別に指導することもあります。

福田委員

整理番号3、7について、申請者が後継者であるのにも関わらず、本家に居住しない理由はなぜですか。

事務局

後継者分家という都市計画法の要件があり、本家から300m以内であれば建築することができます。その場合、当然本家に同居できない理由を申出書で記載いただいております。

議長

その他特にご意見・ご質問もないようですので、承認決定してよろしいか。

(「異議なし」の声あり)

議長

それでは、議案第22号「江南市農業振興地域整備計画変更に伴う意見決定について」を承認決定といたします。

続きまして、日程第6、「諸般の報告」に移らせていただきます。事務局より説明をお願いします。

事務局

11ページ ①でございます。受付番号23番から27番の5件の届出です。全ての届出につきまして、権利の種類は所有権で、権利を取得した事由としまして相続でございます。

12ページ ②でございます。受付番号5番の1件でございます。転用計画としまして、住宅を1棟建築したものです。

13ページ ③でございます。受付番号20番から14ページ27番までの8件の届出です。転用計画として、受付番号20番・21番・23番、14ページ24番・26番・27番は所有権を移転し住宅を建築、13ページ22番は所有権を移転し駐車場として利用するもの14ページ25番は所有権を移転し資材置場として利用するものです。

15ページ ④でございます。受付番号6番から16ページ8番までの3件でございます。6番については、申請地の前野町に居宅が現在あること、7番については、申請地の和田町に居宅・店舗及び物置が現在あること、16ページ8番については、申請地の木賀町に居宅・事務所及び倉庫が現在あり、現況が農地以外であることを証明するものであります。

17ページ ⑤でございます。受付番号1番の1件でございます。宮後町の畑70㎡を平成28年3月に受付し、転用する予定でありましたが、譲り受け人の体調不良による事業縮小のため、申請を取り下げたものです。内容は議案書記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局専決により受理いたしました。説明は以上でございます。

議 長

事務局の説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問はありませんか。

議 長

無いようですので、続きまして、日程第6、「その他」に移ります。事務局何かありますか。

事務局

まず1点目ですが、農業委員会視察についてです。担当よりご説明申し上げます。

(担当より説明)

2点目ですが、次回の予定は、6月17日(金)午前9時30分から場所は市民文化会館 特別会議室でございます。

以上です。